

令和3年7月29日

市民団体（※）関係各位

古賀市長 田辺一城

福岡県独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止策（7月28日発表）を受けての市民団体等の活動について

令和3年7月28日、福岡県は「福岡コロナ警報」を発動することを発表しました。これを受けて、古賀市においても対策本部を開催し、以下の方針を決定しました。

市民のみなさまにおかれましては、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては地域社会を守ることにつながることを意識していただき、引き続き感染防止策の徹底に取り組миいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

## 記

### 1 県の措置を受けての市民団体（※）の活動について

市は8月1日から公共施設を21時閉館とします。それに合わせ、地域活動並びに地域の公民館・集会所の使用は21時までとするようお願ひいたします。

行事及び会合については中止の要請はいたしませんか、感染拡大防止策を取っていただき、開催可否について慎重に判断願ひます。

### 2. 福岡コロナ警報の期間

7月29日から8月29日（予定）

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

#### 【問い合わせ】

（行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話 092-944-1931